

知的財産に関する相談窓口

1 概要

青森県知的財産支援センターでは「知財総合相談窓口」を開設しており、県内中小企業者が経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題について、支援機関との連携によりワンストップで解決支援を行います。

《青森県知的財産支援センター》

所在地 青森県共同ビル8階(青森市新町2-4-1) 開設時間平日8:30~17:15

① コーディネーター及び窓口支援担当者による知的財産全般の助言指導(無料)

センター内に、知的財産に関する専門的知見等を有する窓口支援担当者及びコーディネーターが常駐し、知的財産に関する制度の説明、知的財産の保護や活用支援、特許等情報の検索支援、パテントマップ作成支援、オンライン出願に係るアドバイス等のほか、知財経営の導入や大手企業等が保有する開放特許等の導入など、幅広く支援を行います。

② 知財専門家(弁理士、弁護士等)による無料相談会の定期開催

専門性の高い相談内容に対しては、知財専門家と窓口支援担当者が連携しながら課題解決に向けた助言指導を行います。

【要予約】申込み先:(一社)青森県発明協会

【平成29年度無料相談会実施予定】

青森、弘前、八戸、五所川原、十和田、むつにおいて、弁理士、弁護士による無料相談会を定期的実施します。

詳しくは、(一社)青森県発明協会ホームページを確認してください。

2 問い合わせ先

一般社団法人青森県発明協会(青森県知的財産支援センター内)

TEL 017-762-7351 FAX 017

ホームページ <http://www.aomori-ipc.jp/hakkyou/aiai-aomori.html>

知的財産課題解決支援事業

1 概要

知的財産に関して複雑化する課題や多様化する相談者ニーズへ柔軟に対応するため、弁理士など知的財産専門家の現地派遣による適切な助言及び研修等による迅速な課題解決を支援します。

2 対象者 中小企業、各種団体、学校教育、試験研究機関等

3 事業内容 弁理士の派遣に係る経費(謝金、旅費)は県が負担
弁理士等の知的財産専門家による講義・研修は原則3時間

4 募集期間 平成29年4月中旬から随時

5 問い合わせ先 青森県商工労働部新産業創造課知的財産支援グループ
TEL017-734-9417